

○群馬県検視警察医設置運営要綱の制定について(例規通達)

昭和59年1月5日

群本例規第1号(捜一) 警察本部長

[沿革]

昭和62年1月群本例規第1号(捜一)、平成5年12月第33号(捜一)、11年12月第23号(捜一)改正

検視業務の適正を図るため、別添のとおり「群馬県検視警察医設置運営要綱」(以下「要綱」という。)を定め、昭和59年2月1日から施行することとしたから次の事項に留意し、適切な運営に努められたい。

記

第1 制定の趣旨

異常死体(多数死体を含む。)の検視に当たっては、医師・歯科医師(以下「医師等」という。)の医学的所見を聴取するなどして、より合理的に行わなければならない。

そこで、検視に立ち会う医師等を警察本部長が検視警察医(以下「検視医」という。)として委嘱し、その協力体制を確保して適正な検視業務を推進しようとするものである。

第2 運営上の留意事項

- 1 検視医の活動が、適正かつ積極的に推進されるよう参考資料の配布、研修会の開催等任務遂行に必要な知識の向上を図るよう努めること。
- 2 警察署長は、検視医と緊密な連携を保ち、委嘱業務の円滑な遂行に努めること。
- 3 検視医に対しては、その任務の遂行を通じ知り得た秘密を漏らすことのないよう留意させること。

別添

群馬県検視警察医設置運営要綱

第1 目的

この要綱は、群馬県検視警察医（以下「検視医」という。）の設置運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 任務

検視医の任務は、次のとおりとする。

- 1 異常死体の検案に関すること。
- 2 身元不明死体の身元確認に関すること。
- 3 その他前各号の任務を達成するため必要と認める事項

第3 委嘱

1 警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察署長（以下「署長」という。）が管轄区域内の医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）の中から推薦する次に掲げる要件を具備する者を検視医として委嘱するものとする。この場合における委嘱は、委嘱状（別記様式第1）を交付して行うものとする。

- (1) 地域の実情に精通していること。
- (2) 任務の遂行に熱意を有すること。
- (3) 身体的にも年齢的にも実行力を有すること。
- (4) 人格及び行動について社会的信望を有すること。

2 署長は、検視医として適任と認められる者を選定し、検視警察医推薦書（別記様式第2）により本部長に推薦しなければならない。

3 本部長は、委嘱状を交付した検視医に対し、検視医であることを証明する証明書（別記様式第3）を交付することができる。

第4 解嘱

本部長は、検視医にその任務を遂行するのに適さない理由があると認めるときは、これを解嘱することができるものとする。

第5 名簿の備付け

本部長及び署長は、検視警察医名簿（別記様式第4）を備え、異動その他必要事項を明らかにしておくものとする。

第6 活動要領の制定

検視医の活動要領については、別に定める。

別記様式省略